

經濟論叢

第九十卷 第六號

失業対策事業試論……………前川嘉一 1

社会的労働手段と公共投資……………池上惇 17

波及と衝撃……………永友育雄 37

「ワイマール共和制」末期の

ドイツ電力業の構造……………佐藤智三 53

昭和三十七年十二月

京 都 大 學 經 濟 學 會

「ワイマール共和制」末期の ドイツ電力業の構造

佐藤 智 三

まえおき

「ワイマール共和制」下のドイツ資本主義の再生産構造を明らかにする準備的考察として、東エルのエンカー経営と並んでドイツ独占資本の構造を考察しておく必要がある。われわれはここではさしあたって、巨大な固定設備（生産の集積）と高度な資本の有機的構成を基礎とするドイツ電力業を中心として、その所有形態にみられる特徴を手がかりに考察を進めていくことにしたい。

ワイマール期のドイツ電力生産は、国、邦、州、市町村および「公私混合」所有の電力会社がその八五%を占めている。とりわけ一九二九年にはじまる「大恐慌」下、ドイツ特有の電力企業形態、すなわち「公私混合」形態は著るしい増大を示す。これは電力部門を有する電機並びに石炭、鉄鋼独占体と「地方自治体」の結合のきわだった進展を示すものである。小稿では電

力生産の集積に伴い比重を増大する「公私混合」電力業に焦点を合わせながら「ワイマール共和制」下の資本集中の特徴に若干の考察を加えてみたい。

(1) Boye, R., Kapitalverflechtungen in der deutschen Elektrizitätswirtschaft. *Wirtschaftswissenschaften*, Heft 43, 1934, S. 1462.

(2) 「混合出資会社はドイツでは公私混合企業といわれ、廣泛な発達をとげているが、英米ではその例は甚だ少ない」（占部郁美『公共企業体論』一二三頁傍点引用者）。地方自治体電力業に対し急速な発展を遂げたアメリカ私的電力業は三大資本が全発電量の八五%を、モルガンのみで三七・七%を所有し（内閣調査局「列国の電力政策」昭和十一年九月）、相対的に強固な地方自治組織を有するイギリスでは全発電量の約半が純公営形態をとり他は純私営形態であった（通信省電気局「欧米各国に於ける電気事業並びに其の

I ワイマール期の公有電力業の発展

一九二四年に始る「産業合理化」期、三相交流電動機の実用化による機械、織機、鉄鋼業等の電動力化並びに電解・電熱工程を中心とする冶金、化学工業の発展に伴い電力需要は急激に増大した。これに並行する送電設備、特に微粉炭燃焼装置、特殊鋼タービン翼の改良により、蒸気タービンの出力は著しく増大した。加うるに油遮断器、送電線の改良により、一、二万V^{ボルト}一、二万V州間高圧電力輸送は達成され、全国的規模での経済的負荷調整を可能にする技術的基礎が確立した。電力需要の増大と送電技術の進歩により「産業合理化」期、電力生産は一、九一三年の五一億^{ワット}時に対し、二五年には二〇三億^{ワット}時、二九年には三〇五億^{ワット}時と飛躍的增加を示した。このような電力生産の集積と並行して一般供給用発電は一万^{kw}以上、特に一〇万^{kw}以上の大発電所に集中し(第1表)、送電網も一九二九年には一、二万V高圧線六三五〇^{km}、二二万V、一五一一^{km}と超高圧送電線の比重は「第二帝制」期に比較して顯著に増大している(第2表)。また発電設備の地域的構成は高圧送電網の全国的拡大とは逆に西部重工業地帯並びに中部ドイツ褐炭抗地帯に漸次集中する傾向を示している(第3表)。ワイマール期電力生産のこのような集積・集中に伴い電力資

[第1表] ワイマール期発電所別構成

規 年 模	一般供給用発電					自家供給用発電				
	1927	1928	1929	1930	1931	1927	1928	1929	1930	1931
~1000 ^{kw}	3.7%	2.9%	2.3%	2.7%	3.3%	10.8%	9.6%	9.0%	9.2%	9.3%
1,000~10,000	12.3	9.6	8.3	9.5	11.1	38.0	34.0	34.0	34.7	36.0
10,000~100,000	59.9	56.2	44.7	42.8	42.8	51.2	49.6	49.6	48.1	47.0
100,000~	24.1	31.5	44.7	45.0	42.8	—	6.8	6.8	8.0	7.7
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

本の集積・集中が進展するが、その所有形態に大きな特徴がみられる。すなわち一九二九年資本所有形態別電力生産額構成比率(第4表)は、国、邦所有電力業のばあい総額の二八・一%を占め、一三年の〇・三%に比較して顯著な増大を示している。また公共団体連合体その他所有形態も二・二%から一〇%に増大している。これに反して市町村所有電力業は一三年の三七・六%から二九年の一八・八%に減少し、その比重は低下して来ている。同様に私企業所有電力業の比重も四二・九%

[第2表] ワイマール期高圧電線網の拡大

許容電圧 年	4~6万V	11万V	22万V
1910	88 km	—	—
1920	3,071 km	1,020 km	—
1929	8,180 km	6,350 km	1,512 km

[第3表] ワイマール期電力生産の地域的構成

地 域	1926年	1927	1928	1929
ラインラント=ヴェストファーレン	33.8%	33.5%	32.6%	34.0%
ブランデンブルク, ザクセン, ザクセン邦	28.8	29.2	31.1	31.5
バイエルン, バーデン, ヴェルテンベルク	16.4	16.5	15.7	14.6
その他(主として東部および北部)	21.0	20.8	20.6	19.9
	100.0	100.0	100.0	100.0

[第4表] ワイマール期資本所有形態別電力生産額構成比率

所有形態	1900	1913	1928	1929	1933	1936
国 邦 州 所 有	—%	0.3%	26.4%	26.5%	28.1%	27.1%
市 町 村 所 有	22.3	37.6	20.1	19.8	13.9	11.4
公共団体連合その他所有	0.7	2.2	10.1	10.0	10.2	15.7
私 企 業 所 有	77.0	42.9	14.6	11.9	10.6	12.3
公 私 混 合 企 業 所 有	—	17.0	28.8	31.8	37.2	33.5
合 計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

から一・九%と著るしい減少を示している。しかし「公私混合」所有電力会社は一七%から三一・八%とその比重を著るしく増大させている。われわれはここに(1)公有電力業の集積・集中の進展、(2)公有電力業への私的資本参加、すなわち「公私混合」所有形態の増大、この二点をワイマール期電力資本所有形態の特徴として指摘することができる。以下まず(1)の点について考察を加えよう。

国所有電力業は中部ドイツ褐炭生産

地帯のライヒ発電所 Reichselektrowerke AG, REAG に集中されている。ライヒ発電所はすでに一九〇四年、大量の窒素並びに銅、アルミニウム生産のためイーゲー染料 I. G. Farben Industrie AG を中核として設立された軍需化学会社 Kriegsschemikalien AG, A. d. G. Allgemeine Elektrizitäts Gesellschaft を中核とする軍需金属株式会社 Kriegsmetal AG 二会社傘下の諸工場に大量且安価な電力を供給するために、当時 A. E. G. 所有のドイツ最大のチヨルネヴィンツ Zschornowitz トンテンドルフ Tattendorf およびラウタ Lauta の三発電所の国有化によって設立された。ワイマール期ライヒ発電所所有の一百万高圧線は二四三八 km、給電量は一九二九年に二億 kw 時に上り、ライン・ヴェストファーレン電気会社 Rheinische-Westfälisches Elektrizitätswerke RWE の二七億 kw 時にいでドイツ第二位を占めた。ライヒ電力会社はワイマール期にも引続き国营要素、アルミニウム工場へ電力を供給すると同時に、過剰電力を全国的規模での送配電網の拡大により Sachsen, Brandenburg, Oberschlesien, Niedersachsen の諸州 Sachsen, Thüringen, Braunschweig, Anhalt の諸邦に供給してゐる。この電力生産を中核とする要素、アルミニウム生産会社は持株会社へ合同工業株式会社 Vereinigte Industrie AG, VIGA に統合され、「第二帝制」期の固有鉄道を典型とする「ピスマルク的固有」とは対照的な新たな形態

のドイツ固有企業の中核的存在となった。このような国電力業の発展に並行して、ワイマール期、各邦所有の電力業も著しい発展を示した。プロイセン邦では「第二帝制」期中心的な役割を果たして来た市町村管電力会社を統合し、一九二七年プロイセン電気株式会社 PREUBAG を設立、プロイセン邦は株式の八三・三%を所有し、残余は都市並びに市町村連合体系所有とし、三年には総能力二六万 kw の一五の発電所と一百万高圧線四〇〇 km を含む二三〇 km に及ぶ送配電網により Hesse-Nassau, Hannover, Westfalen 北部 Oldenburg, Hessen, Mecklenburg, Schwerin, Braunschweig の大部分と Thüringen の一部に給電している。ザクセン邦では一九一七年 A. d. G. シループのビルシマンネル電気供給会社 Elektrizitätslieferungsgesellschaft, E. L. G., Hirschfelde の褐炭発電所を買収し、一八年にはジエメンズグループのヒレクトラ株式会社 Elektra AG に、更に一九年にはザクセン電気供給会社 Sächsische ELG の株式に五〇% 参与した。また一三年には四六万 kw の能力をもつ株式会社ザクセン発電所 Aktiengesellschaft Sächsische Werke ASW を設立し、Hirschfelde から Dresden, Chemnitz を経て Herlasgrün に至る一百万高圧線網を施設し、更に北はライヒ発電所 REAG と南はプロイセン電気 PREUBAG と接続してゐる。バイエルン邦においても邦営計画は一九二〇年バイエルン発電所 Bayernwerke

AG (出力二二万四〇〇kw) 設立により達成され、Walchensee および Isar 中流水力発電所を中心として、ライン右岸、帯にわたり一千万V環状線に給電し、三〇年には給電量八億七九〇〇万kw時に達した。バーデン邦では二二年Murgおよび Schwarzenbach 両発電所を中核とする邦営バーデン発電所 Badenwerk AG を設立、更に国、ヴュルテンベルク、ハッセン諸邦と共にネッカー株式会社 Necker AG に参加し、Mainheim-Karlsruhe-Rauenburg 間に一千万V高圧線を施設、南部はスイス発電所に、北部は二二万V高圧線でライン・ヴュストフアーレン電気会社と接続している。ヴュルテンベルク邦では三三年ヴュルテンベルク邦営電気会社 Württembergischen Landes Elektrizitäts AG, WÜLAG が設立され、四二八・一%、邦二七・五%その他市町村が参加している。このような邦、邦有発電所はワイマール期に顕著な発展を遂げるが、更に市町村所有電気会社の生産額も相対的にその比重は低下しつつもその絶対額は増大する。ここではワイマール期最大の市営電気会社、ヘルリン電気会社 BEWAG を挙げる。一五一年 A・E・G は電気供給業の相対的利潤率の低下を理由に発電所および送配電網をヘルリン市へ売却した。当時一七万kwの総発電能力をもった BEWAG はワイマール期二五年には二二万kw、三〇年には七六万kwと飛躍的發展を遂げた。供給電力も二四年四億六二〇〇万kw時、二八年一〇億九八〇〇

万kw時、三一年には二億一四〇〇万kw時に達し、ヘルリン市全電流供給量の八二・三%を占めた。一般に邦、州、市町村営電気業は邦、州、市町村営事業のうち大きな部分を占め、その収益は重要な財源をなしていた。市町村電気業収益の場合、

〔第5表〕 市町村およびその連合体(ハンザ都市を除く)の公営事業収入

内容 年	一般歳入(A) 100万M	財政上の純収入			
		公営事業全体(B)		電気供給等(C)	
		絶対額 100万M	比率 %	絶対額 100万M	比率 %
1913	1,804	150	8.3	53	2.9
1925	3,876	264	6.8	142	3.7
1926	4,346	347	8.0	196	4.5
1927	4,682	389	8.3	217	4.6
1928	5,158	431	8.4	267	5.2
1929	5,397	460	8.5	287	5.3
1930	5,497	599	10.9	375	6.8
1931	4,740	500	10.5	275	5.8

一九三〇年一般歳出総額の六・八%を占めており(第⑤表)、⁽²¹⁾国有電力業とは若干性格を異にしている。

以上の如く第一次大戦中拡大された発送電設備を基礎とし、「産業合理化」期の電力需要増大に応じて国、邦、州、市町村所有電力業は著るしい発展を示した。このような公有電力業発展の背景に、一九一九年二月三日の「電気経済における社会化法案」挫折に代るドイツ社会民主党のP.D.の「自治体所有化」Kommunalisierung運動が展開された事実を留意すべきであろう。しかしこれら公有電力業は中部、北部および東北部、ドイツを中心に発展し、西部、南部および東南部工業地帯の發送・配電は私的電力独占体が依然その支配権を握っていた。それゆえにワイマール期における全国的規模での公有發送電網の拡充は、私的電力生産の集積に伴う負荷調整と膨大な固定資本設備支出の公共団体への転嫁にはかならなかった。われわれはつぎに国所有、邦所有および市町村所有の諸階層をなしているドイツ公有電力業と私的電力独占体がどのように結合しているかを「公私混合」企業形態を中心に考察しよう。

(1) Siemens, G., *Geschichte des Hauses Siemens*, Bd. III, 1952, S. 141.

(2) Siemens, G., a. a. O., Bd. III, SS. 148~184.

(3) Kirchhoff, H., *Unternehmensform und Verkaufspolitik der Stromversorgung*, Berlin, 1933, S. 21.

(4) Kirchhoff, H., a. a. O., S. 24.

(5) Brady, R., *The Rationalization Movement in German Industry*, California, 1938, p. 208.

(6) Kirchhoff, H., a. a. O., S. 27.

(7) Boye, R., a. a. O., S. 1462, Koebel-Tusk, E., *IEG. Energie-Projekt-Verbreiten*, Berlin, 1958, S. 125.

(8) Müller, A., *Die Kriegsstoffwirtschaftung 1914~1918 im Dienste des deutschen Monopolkapitals*, Berlin, 1955, SS. 30~75, 75~85. Heilmann, E., *Die Reichsstromwerke*, Berlin, 1931, SS. 1314.

(9) 東亜経済調査局『独逸の国家企業』昭和八年、二二二~二二六、二二六、一〇五一~一〇八頁。Heilmann E., a. a. O., SS. 14~27. 一九三〇—三一年の合同工業株式会社監督役にはドイツ社会民主党のホルン、ティンツ、Hilferding, R. 等が、ヴィンターマン、Wissell, R. に並んで、ヘルマン商業銀行およびA. H. G.の主席監督役ホルン、ティンツ、Purstenberg, C. マナー、銀行監督役ホルン、ティンツ、Goldschmidt, J. 等が、シュンク、キョッカー、F. が参加して、(Schmidt, M., *Die BEWAG-Transaktion im Jahre 1931*, Berlin, 1957, S. 119)。⁽²²⁾またドイツ二期の歳出総額に対して合同工業株式会社企業収益の占める比率は、〇・〇〇一%前後で財收入上の意義

はほとんど持っていない(東亞經濟調査局刊、前掲書、一八一—三〇頁)。

- (9) Kirchhoff, H., a. a. O., SS. 85~103, Johanghaus, P., *Das Problem eines Reichselektrizitätsmonopols innerhalb der deutschen Elektrizitätswirtschaft*, Köln, 1935 本田益一訳『独占電氣經濟に於ける国営の問題』一六一—二三頁。
- (10) Schmidt, M., a. a. O., SS. 5~19.
- (11) Johanghaus, P., a. a. O., 邦訳三三頁。

II 「ワイマール共和制」末期の「公私混合」電力業の発展と「地方自治体」

われわれはワイマール末期に著るしい増大を示す「公私混合」電力業の形態を規定する二つの側面、A)私的電力独占体による公有電力業支配の拡大、B)ワイマール末期における「地方自治体」行・財政機構の特徴、を考察しなければならぬ。

A) ワイマール期の電機並びに石炭鉄鋼独占体の発展と「公私混合」電力業。「産業合理化」期公有電力業を中核とする電力生産の飛躍的發展は、重電機生産技術の発展と市場の拡大をもたらした。ワイマール期の重電機生産はA・E・G並びにS・S・W Siemens Schuckert Werke の二大電機独占体に集中し、若干の部分をもルトマン電機工業会社 Bergmann Elektrizitätswerke AG およびブラウンボヴァリ電機会社

〔第6表〕 親会社および100%参加会社の重・軽電機生産額推移 (単位、100万RM)

年	1923/24	1924/25	1925/26	1926/27	1927/28	1928/29	1929/30	1931/31
会社								
A E G	226.0	—	—	420.0	510.0	580.0	528.0	370.0
S S W	—	391.1	426.2	431.6	490.9	522.9	536.0	375.0
S & H	—	183.1	201.5	236.5	243.8	297.0	322.0	300.0

社 Brawn Röver & Co. Cie AG の二社が占めていた「共和制」期重電機生産は、A・E・Gが独占する軽電機生産に對し著るしい増大を示している(第6表)。A・E・Gは重電機生産を中核として、一九一八年にドイツ銅工業 Kupferwerk Deutschland を吸収、二三年にはマンスマルトシンジケート Mansfelder Syndikat AG、ライン製鋼 Rheinthal に参加、更に工業用磁器、タール副産物生産部門を吸収または設立し、原材料部門に進出すると同時に、ドイツ造船 Deutsche Werft AG、探炭・鉱製製鉄製鋼機械製造部門を有するリンケ・ Hoffman・ラウフハムマー Linke-Hoffmann-Lauchhammer AG と株式の交換、利益共同契約を締結する等、著るしい規模

で他企業との結合を展開した。また二年ミックス・ゲネスト Mix & Genest AG を吸収、軽電部門に進出した。³⁾ 他方ジーマンズグループも S・S・W の株式会社への改組を機に重電部門を強化した。またインフン下のジーマンズ・ライン・ホルン・シッタールトウニオン Siemens-Rhein-Elbe-Schnelkett-Union 解体後 Rhein-Elbe-Union 参加の合同製鋼 Vereinigte Stahlwerke AG と重役を交換し、更に黒鉛・炭素生産会社を設立、原材料部門を確保すると同時に、ジーマンズ・パウウニオン Siemens Baunton G. m. b. H. を通じて建設業に進出した。⁴⁾ マイマール期西電機独占体の生産の拡大と諸生産部門への進出は、ベルリン大銀行を中心とする独占的銀行資本との癒着の下に進行した。A・E・G グループはベルリン商業銀行 Berliner Handelsgesellschaft と緊密に結合し (Hausbank) デイスマントケゼルシヤント Disconto-Gesellschaft、ザロモン・オヤンハイム Sal. Oppenheim、ダナート銀行 Darmstadter und Nationalbank 等総計十二行が参与しており、ジーマンズグループの S・S・W にはバイエルン合同銀行 Bayer Vereinsbank、ドイツ銀行 Deutsche Bank およびロメルツ銀行 Commerz Bank が、シッケルト商会 Schickert & Co. はデイスコントケゼルシヤフトおよびバイエルン合同銀行が緊密に癒着していたが、ワイマール期これら独占的銀行資本に顯著にみられる支店網の拡充と地方銀行の合併、Marsch auf dem

Provinzbanken に留意する必要がある。⁷⁾ 重電機製品の販売網の整備も電気供給会社 Elektrizitäts Lieferungs Gesellschaft, E. L. G. 電気企業銀行 Bank für Elektrizitäts Unternehmen, 電気販売銀行 Bank für Elektrische Werte (以上 A・E・G グループ) およびシッタールト商会、電燈電力設備会社 Elektrizitäts Licht und Kraft Anlagen (以上ジーマンズグループ) 等の金融会社を通じて行われ、両独占体は国内市場を中心に激烈な競争を展開した。周知の如く発電・送配電設備の建設拡大には膨大な固定資本と緩慢な資本の回転に見合う長期信用を要する。それ故にこれら金融会社は電力会社を自ら経営すると同時に、既設企業への参与、新企業の発起業務などを行なっていたが、ワイマール期大銀行の支店網拡充と地方銀行の併合と並行して金融会社の各地域への拡大は急速に進展すると同時にその機能の重点を漸次参与、Beteiligung に移行する。⁸⁾ ワイマール期公有電力会社の簇生により一面私的独占的給電価格の維持は困難となったが、他面「安価な信用」により膨大な固定資本支出を回避しつつ、安定した市場と利潤確保を意図し、両独占体はこれらの金融会社を通じて、公有電力会社へ積極的に参与した。第7表は一九三三年現在の主要「公私混合」電力会社の株式所有比率を示すが、「公私混合」電力会社のドイツ全電流供給額に占める比率は一九一三年一七%から三三年三七・二%と著るしい増大を示している (第4表参照)。以下

〔第7表〕 主要「公私混合」電力会社の資本参加比率（1933年現在）

「公私混合」電力会社名		市町村	国邦州	私的資本参加比率
西 部 ・ 西 南 部	Großkraft W. Franken	45.9 [%]	— [%]	Schuckert & Co. (Siemens) 22.6 [%]
	Frank über Landwerke	31.0	—	Schuckert & Co. (Siemens) 57.0
	Bayer E. L. G.	26.4	5.9	E. L. G. (A.E.G) 46.3, Lahmeyer (RWE) 15.6
	Schluchsewerke	0.5	37.0	RWE 50.0, K. W. Rheinfelden (AEG) 7.5
	Lechwerke	—	2.8	Lahmeyer (RWE) 37.0
	R W E	33.2	10.1	Vereinigte Stahlwerke 56.7
	Groß Kraft W. Wittbg	62.9	13.3	K. W. Alt Württbg (AEG) 4.9
				Lechwerke (AEG) 5.0, Lahmeyer (RWE) 5.0
	Pfalz Werke	72.2	—	RWE 27.8
	Wittbg Sammel Sch.	57.0	26.0	K. W. Alt Württbg (AEG) 8.0
	Württemberg Landes EAG	21.6	29.2	Neckar Werke (AEG) 17.69
	Neckar Werke	25.6	—	Loewe Gesfurel (AEG) 47.1
中 部	Thüringen E. L. G.	—	25.0	El. Licht u. Kraft Anl. (Siemens) 9.7
				E. L. G. (AEG) 9.3, Bank f. E. U. (AEG) 28.4
				Lahmeyer (RWE) 10.9
	Continel	—	70.0	AEG 少額
	Elektra SSW	—	69.0	SSW 少額
	Sächsische ELG	—	50.0	Elektra 50.0
東 部	Land K. W. Leipzig	—	50.0	Elektra 30.5, Desswer Gas 1.5
	Amper Werke	—	5.2	Loewe Gesfurel 多額
	E. W. Schlesien	?	19.0	Loewe Gesfurel 44.6
	Ortkraftwerke	5.0	46.0	Loewe Gesfurel 25.0
				Schlesische E. u. Gas 24.0
	B. K. L.	12.5	10.0	諸グループ計 77.5%〔第9表〕参照

「公私混合」形態についてドイツ最大の電力会社ライン・ウェストファールン電気会社RWEおよび第二位のベルリン電力・電燈会社Berliner Kraft-und Licht AG, BKLの二会社を中心にして若干考察を加えておこう。

R・W・Eはすでに一九〇八年、石炭・鉄鋼コンツェルンに指導的役割をばたしていたスティンネス Hugo Stinnes およびティッセン August Thyssen 主導の下、ハッセン Essen, ミュールハイム Mülheim ゲルゼンキルヘン Gelsenkirchen 三市と周辺の十一郡二町参加により設立された。ワイマール期は合同製鋼の発展と共に電力供給部門の中核をなすと共に、ラインの褐炭、ヴェストファールンの石炭発電と南部ドイツ、オーストリア、スイスの水力発電の中継点となり、二九年の発電能力七十七万kw、給電量二七億八千二百万kw時に達した。二二、三年にはラーマイエル商会 Lahmeyer & Co.その他と結合し、多数の公私電力会社に参加している(第7表参照)。二九年には総資本金二億四千三百万Mのうち「地方自治体」は約四〇%参加、議決権の六三%を占めていたが、三〇年の監査後総数は二〇九名に達し、中小「自治体」の利害は反映されず、実質的支配権は合同製鋼社長フエーグラー Albert Vogler によって握られていた。またBKLは一九三一年最大の市営電力会社、ベルリン電気会社BEWAGの「公私混合」経営化により設立された。「大恐慌」二二九年から三一年に至る間のBE

〔第8表〕1929~31年BEWAG 給電内容の推移

給電内容	増減率 %
全給電	- 7.7
低電圧電流	- 7.3
高電圧電流	+ 1.9
工業機械電機	-16.0
工業機械電機	-44.4
工業機械電機	-25.0
工業機械電機	-15.9

万M、三〇年一億五千六百万M、三一年一億四千八百万Mとほとんど変化せず、工業地帯中心の私有電力業の著しい利益減少と対照的であった。しかるに市財政窮乏のためベルリン市は三一年五月八日、市参事会の提案によりBEWAGを五億六千万Mで売却した。ベルリン市はこの結果BEWAGに代る「公私混合」企業BKLに参加した。BKLの持株比率は第9表に示したが、プロイセン邦銀行 Preußen Staatsbank, およびライヒ信用会社 Reichs-Kredit Gesellschaft AG 下のドイツグループにはダナート銀行およびベルリン商業銀行が主力をなし、アメリカ、イギリスグループにはG. R. 商會が緊密に結合していた。この結果、ベルリン市、国、プロイセン邦の公共

WAGの給電増減率は機械、電機工業への高圧電流の顕著な減少に対し、低電圧電流、特に契約電流の供給は僅かな減少に止るか、または若干の増大を示した(第8表)。それ故BEWAGの純利益も二九年一億四千四百

[第9表] BKLAG 参加諸グループの内容

	100万M	参加諸グループ
A グループ	44.0	Preuß. Staatsbank, Reichs-Kredit Gesellschaft 下のドイツグループ
	44.0	Sofina 下のベルギーグループ
	32.0	Harris, Forbes & Co., J. Henry Schröder 下のアメリカグループ
	10.0	J. Henry Schröder, Harris, Forbes & Co. 下のイギリスグループ
	10.0	Basler Handelsbank 下のスイスグループ
	20.0	オランダグループ (7.0), スカンディナヴィアグループ (7.0), イタリアグループ (6.0)
B グループ	30.0	ベルリン市
	25.0	REAG (ライヒ)
	25.0	PREUßAG (プロイセン邦)
計	240.0	

団体が合計八億M(%)を所有するに止った。更にBKEとベルリン市の間の売却契約には、市独自の発電設備の新設並びに他の電力会社への参与の禁止、ベルリン市の全電流需要をBKLから購入する義務、市財政窮乏のため三〇年一月低電圧電流料金を一Pfから一〇Pfに値上したが、この料金を据置く事、等の諸項目がみられ私的参加資本の要求が全面的に貫徹している。

以上の如く、「ワイマール共和国」末期にはA・E・G、S・Wおよび合同製鋼の三大私的電力会社が金融会社、持株会社、大銀行および外国資本を媒介として公有電力業と結合し、「公私混合」経営として実質的にその安定した市場と利潤を確保していった。零細な「自治体」はもとよりベルリンの如き大都市においても脆弱な自治体機構の下では私的独占体の部分的参与は全面的支配に通じた。純私企業生産の電流供給量は一九一三年四二・九%から三三年一〇・六%と激減するが、これは逆に、私的電力独占体と「地方自治体」の緊密な結合、云いかえれば電機、石炭、鉄鋼独占を基礎とするドイツ金融寡頭の地方支配の貫徹の第一の側面を物語るものである。われわれはこのような「ワイマール共和国」末期の「公私混合」電力業を中核とする電力再編成過程を推進した他の側面、「共和制」末期における「地方自治体」の行財政機構の特徴を二、三指摘しておかなければならない。

- (1) Glardon, A., Die deutsche Elektroindustrie und der Absatz ihrer Erzeugnisse in der Nachkriegszeit, Hamburg, 1933, SS. 24~28.
- (2) Brady, R., op., cit., p. 177. 今野登「ルールの重工業におけるモノシエルの生産過程について」武蔵大学論集、第六巻第二号四九一~六六頁。
- (3) Koebel-Tusk, E., a. a. O., S. 89.
- (4) Siemens, G., a. a. O., SS. 254~259., Brady, R., op. cit., pp. 173, 174.
- (5) Strauß, W., Die Konzentrationsbewegung im deutschen Bankgewerbe, Berlin und Leipzig, 1928. S. 45.
- (6) Strauß, W., a. a. O., S. 166.
- (7) Deutsche Bank は一九〇〇年、六支店 Filialnetz を持つにすぎなかったが、一二年一〇、一三年一五と増大し、ワイマール期の二四年には一四二、二六年、一七三に増大。Disconto-Gesellschaft も一九〇〇年一、一三年一三から二四年九八、二六年一二九と著るしい増大を示し、ベルリン六（一三年には八）大銀行の支店総計は一三年一六九、に対し、二四年七七九、二六年七一二に達した。このような支店網の拡大に並行して、一四年から二一年に至る間に、Deutsche Bank は二行、Disconto-Gesellschaft は七行、Darmstädter Bank は二四行、Dresdner Bank

- は四行、Commerz-u. Discontobank は二行、Mittel-deutsche Credit-bank は八行、Berliner Handelsgesellschaft は二六行の地方個人銀行業者 privaten Bank-firmen を吸収した (Strauß, W., a. a. O., SS. 13~15)。
- (8) Grünstein, F. S., Beiträge zur Entwicklungsgeschichte der deutschen Elektrizitäts-Konzerne, Berlin, 1916, SS. 28~44.

(9)

	1913年	1925年	1927年	1929年
ドイツ	46.4	25.8	26.6	27.8
アメリカ	16.7	24.9	25.2	26.5
イギリス	22.0	25.1	23.2	17.6
計	85.1	75.8	75.0	71.9

上記の表は主要電気機器輸出国の世界総輸出額に占める比率を示すが、一三年四六・四%と世界市場に覇権を握っていたドイツはワイマール期は二〇%台に止り、ドイツ電機如占体間の国内市場を目標す競争は更に激烈になった (Glardon, A., a. a. O., S. 59)。

- (10) Boye, R., Kapitalverflechtungen in der deutschen Elektrizitätswirtschaft, Wirtschaftsdienst, Heft. 43, 1934, S. 1462.
- (11) Passow, R. は「公私共同」経営の動機として(1)公共団

体の加入により資本調達が容易となる利益を挙げ「加入せる公共団体は公私共同経営の爲めに募集すべき公債に対し保証の責に任ずるのでその発行が比較的容易なるのみならず利率が低廉である」点を指摘すると共に(2)「公共団体の加入は道路〔その他の公共施設〕使用の許可を得る時、事業関係の公共団体(市町村)の内部は勿論、殊に上級の公共団体に對する場合も諸種の便宜を得ることが出来る。官庁との折衝を要する場合に公法人が関係している事は非常に有利であり、もし「公共利害の代表者」が監査役の地位に立ち又企業の収益の大部分が公共団体の経済に編入されることを主張するときは官庁でもその折衝の場合を計るのは当然であり、更に公共団体の加入せる企業の特典はいくつかの点で法律的形式認められてゐる」点を指摘している(Passow, R., *Die gemischte privaten und öffentlichen Unternehmungen auf dem Gebiete der Elektrizitäts- und Gasversorgung und des Straßenbahnwesens*, Jena, 1923, SS. 140~142. 宮家寿男訳「電気事業公私共同経営論」一七一~一八頁)。

- (2) Boye, R., a. a. O., S. 1463 括弧内は親会社を示す。
 (3) Passow, R., a. a. O., SS. 5~34. (宮家訳二〇一~一六七頁)° Kirchhoff, H., a. a. O., SS. 123~137.
 (4) Schmidt, M., a. a. O., 著者は本書でドイツ金融資本と

「ロイマール共和制」末期のドイツ電力業の構造

政治機構の具体的な結合形態をヘルリン電気会社の売却過程(Die B. E. W. A. G.-Transaktion Im Jahre 1931)の中に見出しつゝいる。

- (5) Kirchhoff, H., a. a. O., S. 129.
 (6) Schmidt, M., a. a. O., S. 15.
 (7) Schmidt, M., a. a. O., S. 122.
 (8) Schmidt, M., a. a. O., SS. 123~138.

[B] 「共和制」末期の「地方自治体」とドイツ電力業の構造。ロイマール期公有電力業は著るしい発展を遂げるが、その資金調達は(1)巨額に達する外資導入(第10, 11表)、(2)特別会計からの財政資金による。借入金の利子負担は著るしく増大するが、われわれは「共和制」末期の私的電力資本と「地方自治体」の結合すなわち「公私混合」電力業増大の「自治体」側の要因として、第一に、「一般会計の著るしい悪化を挙げることができよう。一九二〇年ホルンベルガー Erzberger, M. の財政改革により、従来の「地方自治体」の収入源であった所得税、法人税等の直接税は国税として中央に集中され、二三年六月二三日布告の「財政調整法」Gesetz über den Finanzausgleich zwischen Reich, Ländern und Gemeinden によつてこれを各「地方自治体」に「分与」する中央集権的財政機構の確立をみた。しかし周知の如く、一九三〇年一月「大恐慌」の深刻化と共に「財政経済安定の爲の第一次大統領令」による増税、三一年六

〔第10表〕 アメリカ資本導入額 100万M

	国	州市町村	国営企業	私企業
1924	110.0	—	—	8.0
1925	29.25	50.9	78.6	63.0
1926	42.25	36.18	72.5	144.0
1927	50.5	5.0	94.9	80.1
1928	—	39.9	146.4	106.1

〔11表〕 都市自治体電力経営資金調達源 100万M

	都市自治体の 国内借入金	左のう ち電力業 へ	都市自治体の 外国借入金	左のう ち電力業 へ
1928年第2 四半期	318.1	0.8%	142.4	58.2%
“ 第3 “	152.2	3.0	17.1	46.0
“ 第4 “	190.2	3.8	62.0	72.9
1929年第1 四半期	318.9	2.6	65.9	95.7

「ワイマール共和制」末期のドイツ電力業の構造

第九〇巻 四四二 第六号 六六

月二日の「第二次大統領令」および同年二月八日の「財政経済の安定並びに国内平和擁護の爲の第四次大統領令」による増税により、「地方自治体」から資金を吸上げると同時に、「財政調整」額は著るしく削減され、「地方自治体」財政は極度に窮乏化した。ベルリン市では国からベルリン市への「財政調整」額は一九二八年一億三千万Mであったが三一年には七千万Mに削減され、三一年の一般会計では累計一億百六十万M、三〇年の特別会計では累計二億七千万Mの赤字が生じた。(BEWAGはこの「赤字補填の爲に」売却された。われわれは更にこのような中央集権的取税機構は「第二帝制」期以来の「地方自治体」行政機構の再編成の上に築かれている点に注目しなければならない。一九二四年二月二日の「市町村選挙法」 Gemeindeverwaltungs-gesetz により従来の三級選挙法は改正され、普通選挙法による市会 Stadtvorordnetenversammlung が構成されドイツ社会民主党 SPD 議員と並んでドイツ共産党 KPD 議員も著るしく進出した(第12表)。しかし旧来の「間接的國家官吏」たる市参事会 Magistrat 制度は存続し、法律、命令、上級國家機關の処分執行、市会の議決に対する監督権の保持、市の財産、營造物の管理、市吏員の任免監督等広汎な特権を有し、議決機関—市会と執行機関—参事会の二つの相反する行政機構を内包していた。また「反抗する市町村に対して政府は一七九四年ノの一般州法 Allgemeine

[12表] ベルリン市議会政党政権構成

		1920年6月20日	1925年10月25日	1929年11月17日
政党政権構成	革	VSPD 63 SPD 39 KPD 23	SPD 73 KPD 42	SPD 64 KPD 55
	新	計 125	115	119
	保守	計 100	110	106
	合計	225	225	225

「Landrecht」の規定（一九一九年第二節六項）に基づく命令を最後の手段とする。「権限を有していた。また一九三一年三月三〇日に布告されたヘルリン市法 Gemeinderfassungsgesetz Berlin に「より市長 Oberbürgermeister の地位は更に強化され、国 ↓ 州 ↓ 市参事会の権力機構は整備され、市議会の動向は完全に無視された。

このように「ワイマール共和制」の崩壊過程と軌を一にする中央集権的権力機構の拡充は、同時に「地方自治体」財政を解体していったが、これと並行して「地方自治体」は赤字補填のために公有電力会社を売却し、私的独占資本と「共同」で「公私混合」の持株会社を設立し、これに参加する方式を拡大していった。これは同時に、金融会社、持株会社を媒介とする私的電力、銀行独占体（下

イツ金融寡頭）の地方（特に中、東、北部）支配体制確立の第二の側面を示すものに外ならない。

- (1) Koebel-Tusk, F., a. a. O., SS. 108, 109. また Jeserich, K. は一九二八年二万五千人以上の人口を有する一九七都市では電気事業を中心とする公營事業に外資の九三・七%が投入された事を明らかにしている (Jeserich, K., Kommunalnanznot und Kommunalwirtschaft, Reiseverwaltungslatt und preussisches Verwaltungslatt, Bd. 51, Nr. 23, S. 371)。このような地方公共団体を媒介とする膨大な外資の導入は終局的には「公私混合」企業形態を通じて私的電力独占体の資本蓄積に貢献した。
- (2) 一九二五年—三〇年の間のヘルリン電気会社の国内・国外からの借入金は二億三千四百三十万 M に及び支払利子は総額五千四百八十万 M に達した (Schmidt, M., a. a. O., S. 76)。
- (3) 野津高次郎「独逸税制発達史」第四篇、第四、五章参照。Hornschu, H. E., Die Entwicklung des Finanzausgleichs im Deutschen Reich und in Preußen von 1919 bis 1944, Kiel, 1950, SS. 8~26.
- (4) Schmidt, M., a. a. O., SS. 91~106.
- (5) Lehden, von V., Das preussische Gemeindefinanzrecht seit der Staatsumwälzung, Berlin, S. 19.

(6) Schmidt, M., a. a. O., SS. 47~49.

(7) 渡辺宗太郎「自治制度論」現代政治学全集第二二巻昭和

六年、二一八頁。Schmidt, M., a. a. O., SS. 26~43. な

お渡辺氏は上掲書において「プロイセンに於けるゲマイン

デの政治作用の範囲は現在「一九三一年」尚大体に於いて

一八〇八年の市制に於いて標準となつたと同一の見地に從

つて限界せられてゐる」点を指摘し、市参事会の権限につ

いて次の諸点を挙げてゐる。「市参事会は國家の名に於い

て行爲するところの地方國家機關であり同時に自治體たる

市の行政庁である」。「市参事会は議決事項を準備し而して

議決後之を執行する作用を持ち、市会は之を議決し而して

後その執行を監督する作用を行ふのである。若しも市会の

議決が越権または違法のものであるときには、市参事会は

かかる議決に同意し執行することなく、之に抗議 *Beaer-*

standung を唱ふる義務がある。抗議の提唱は市會議決の

執行を延期する効果を持つ。即ち市会が市参事会の抗議を

認める場合には当該議決は結局存在せざりしと同一の結果

を生ずる。」「かくの如く市意志の決定に關して市会が市参

事会の意見に拘束せられることは、市自治権の不完全さを

示すものであつて、官僚的自治といわれるプロイセン自治

制度の「標徴である」。(渡辺上掲書二〇八一—二四〇頁参照
傍点引用者)。

(8) Herzfeld, H., *Demokratie und Selbstverwaltung in der*

Weimarer Epoche, Berlin, 1957, S. 22. なお著者は「マ

イアール体制の民主的自治組織を完全に破壊するための一

九三五年一月三〇日のナチス自治体条令(ドイツ地方自治

体条令)は正にこのような機構を利用して布告された一点

を指摘してゐる (Herzfeld, H., a. a. O., SS. 17~31)。

(9) Schmidt, M., a. a. O., S. 138.

あとがき

われわれは以上の考察で、「一般的危機」下のドイツ電力資本の支配的形態である「公私混合」形態の形成過程に問題を限定し、第一にその前提として、ワイマール期における電力生産の集積に伴つて發展する公有電力業を考察し、第二に特にワイマール末期に「公私混合」形態が支配的になる過程の二側面を考察した。すなわち一方の主要な側面として、世界市場で覇権を喪失し、更に国内の電力生産・市場(—重電機工業の市場)の独占的支配を遂行するために膨大な固定資本の必要にせまられた私的電機—電力独占体が、これら公有電力業と結合し、固定資本の一部を負担するのみでその支配権を貫徹させた点を指摘した。また他方の側面として、ワイマール期ドイツ地方自治体の脆弱性と、特に「共和制」崩壊過程に伴う中央集権的權力機構の拡充、すなわち「地方自治体」行・財政の解体につ

いて二、三考察を加え、私的電力独占体と「地方自治体」結合の政治的前提を指摘した。

ドイツ電力業は「公私混合」企業を中核として、西部ドイツにおけるRWE主導の西部ドイツ電気経済株式会社 Westdeutsche Elektrizitätswirtschaft A. G., Frankfurt a. M.、中部ドイツにおけるREA G主導のドイツ電気経済株式会社 A. G. für deutsche Elektrizitätswirtschaft, Berlinの二系統の持株会社に統合され、更に一九三四年最終的に電気供給全国連盟 Reichsverband der Elektrizitäts-Versorgung, REVに統一された。²⁾ このようなドイツ電力資本の集中過程はナチス独裁制の成立と並行して進行するが、一九三五年の「ドイツ地方自治体法令」Deutsche Gemeindeverordnung, 30, [Januar, 1935, はナチス電力政策の基礎を確立する上に大きな役割を果たしたと考えられる。なおこのような過程をとって形成されたドイツ電力業の構造は、第二次大戦後の西ドイツにおいて何の変化も与へることなく存続し、「公私混合」形態の比重は更に高まっていく点を付加えておかなければならない。

- (1) Boye, R., a. a. O., S. 1463.
- (2) Friedrich, A., a. a. O., S. 68.
- (3) Darge, Energiewirtschaft und Energiewirtschaftsgesetz, in Friedrich A., a. a. O., S. 147, コロドは地方自治体の経済活動を制限する条項がみられる。

(4) 一九五六年西ドイツにおける電力業の企業形態は公営四一%、私営四%に對し、「公私混合」形態は五五%を占めている。なお「この一九三五年のナチス時代に制定されたEWG (Gesetz zur Förderung der Energiewirtschaft 12. Dez. 1935) が敗戦後の今日西ドイツにおいてなお依然として効力を有し、細部の修正の要を説く声はないでもないが、根本的にはその精神において何ら変更の要なしとして一般に電気事業者から支持されている」(芝川康夫「最近の西独電気事業における二、三の問題」電力経済研究所報第二号一九五五年五月一三一頁参照)。